

第21回国際生命倫理委員会（IBC）ならびにIBC・IGBC合同会合（2014/9/9-10）概要

（パリ・ユネスコ本部にて）

森崎 隆幸

【国際生命倫理委員会（IBC）】

生物学や遺伝学の進歩が社会に与える影響を倫理的側面から考察するため、1993年にユネスコ事務局長の諮問機関として設置され、同年の第27回ユネスコ総会で承認された。委員会はユネスコ事務局長から任命される世界各国の有識者36名（個人資格）（1998年からの規約）で構成される（任期は4年間で1回再任可能、2年毎半数交替）。

IBCは、これまでに、「ヒトゲノムと人権に関する世界宣言」（1997年）、「ヒト遺伝情報に関する国際宣言」（2003年）、「生命倫理と人権に関する世界宣言」（2005年）について草案を作成したほか、多くの報告を行ってきた。2005年から宣言の履行に資するよう「コンセント」「社会的責任と健康」「人間の脆弱性と個人のインテグリティの尊重」などについて報告書作成を進め、ユネスコ総会で報告してきた。

毎年少なくとも1回の総会を開催することとなっており、ユネスコ本部（パリ）の他、加盟国のホストにより世界各地で開催されている。（2005年には日本で開催）

委員の構成は事務局長が36名の委員を指名。個人資格で任期は4年間。選考は、加盟国からの候補者（ライフサイエンス分野及び人文科学分野に関する専門家）、地域バランス等を考慮。日本人はこれまで、藤木典生（福井医科大学：平成5-8年）、位田隆一（京都大学：平成8-15年：平成4年まで委員長）、森崎隆幸（国立循環器病研究センター：平成16年-平成23年）、赤林 朗（東京大学：平成24年-）

【政府間生命倫理委員会（IGBC）】

IBC規約11条にもとづき、政府間生命倫理委員会（IGBC）は1998年に設置された。IGBCは36カ国の委員から構成され、2年に一度会合を開き、IBCによる助言や勧告について検討を行う。IGBCはIBCにその活動状況について提言し、ユネスコ事務局長を通じて加盟国、執行委員会ならびに総会に意見を提出する。なお、近年、IBCがパリで会合を持つ際（IGBC通常会合の非開催年）にIBC/IGBC合同会合が開かれることが多い（現在、日本は非委員国：任期は4年）

【第21回国際生命倫理委員会（IBC）】

第21回IBC総会は2014年9月8-12日にユネスコ本部（パリ）にて開催され、このうち、9月9日および10日はIBC/IGBC合同会合として公開で開催され、我が国から森崎隆幸（文部科学省参与：国立循環器病研究センター 部長）と北郷太郎（ユネスコ日本政府代表部 参事官）が出席した。なお、9月9日および11日、12日はIBC委員のみによる会合として開催された。

今回はIBC委員の半数が改選（再選は1回可能）され（日本からの赤林委員は改選対象外）10人の新委員が加わっている。今回、UNESCO生命倫理プログラムの進捗報告、「利益の共有に関する報告書」（生命倫理世界宣言第15条）案についての報告と議論、科学研究者の地位に関する勧告（1974）の改訂についての報告と議論、ヒトゲノムに関するIBCの対応についての問題提起と議論、集中化する技術の倫理的側面への取組みについての世界的影響に関する意見交換、エボラ・ウイルス流行に関するIBC/IGBC共同声明の検討が行われた。

会議の概要は以下の通り。

- ・ボコバ事務局長挨拶（ビデオメッセージ）

生命倫理の重要性、とくにヒトゲノム、プラバシー、社会正義の重要性について言及された

- ・センプリシIBC委員長挨拶

IBCの活動についてIGBCまたCOMESTとの共同作業により議論時間の節約をめざす必要があると紹介した。生命倫理世界宣言第15条「利益の共有」についての報告の進捗に関して科学的知見について何をどのように共有するべきかが課題であると指摘した。また、ヒトゲノム研究の進展にともなうミトコンドリアDNAの治療への応用、DTC（消費者直接の遺伝学的検査）、ヒトゲノムにかかる基盤整備（偶発的所見の扱いを含む）について、適切なガイドラインの必要性に言及した。

- ・モネIGBC副委員長（カナダ）挨拶（委員長欠席のため副委員長が代行）

重要課題として「利益の共有」に関する報告、ヒトゲノム宣言の改訂の必要性を論じ、IGBC委員長からの挨拶代読として、科学者の地位に関する勧告（1974）の改訂を生命倫理の観点から検討することの必要性、集中化する技術の世界的影響に関する事項（COMESTにて検討開始）についても検討することの重要性に言及した。

- ・議題1：UNESCO生命倫理プログラムの進捗報告と質疑

ダフナ生命倫理担当課長が以下の4点、すなわち、能力開発、生命倫理20周年記念行事、IBCの新基軸、新規課題のそれぞれについて報告した。

能力開発についてはABC（生命倫理委員会プログラム支援）（特にアフリカ、ラテンアメリカ）、国家生命倫理委員会支援（特にラテンアメリカ）、EEP（倫理教育プログラム）（とくにアフリカ、アジア）について進捗を報告した。生命倫理20周年記念行事については行事实施と書籍刊行が報告された。IBCの新基軸については、2010年の組織改編があったが生命倫理は引き続き重要課題とされていること、関連委員会（IBC, IGBC, COMEST）の共同開催を含む連携により効率的に議論を進めることが紹介された。また、他の国連組織との共同作業（UNESCOとWHO他）についても推進することが紹介された。

報告について主としてIGBC委員国、また、一部のIBC委員から質疑がなされたが、報告の個別事項の確認が主体であり、報告は全体として受け入れられ、それぞれを推進することとなった。

- ・議題2：科学研究者の地位に関する勧告（1974）の改訂についての報告と質疑

ダフナ生命倫理担当課長が今後の議論の進め方について、今月（2014年9月）より2015年2月まで公開で意見聴取が行われ、COMESTでの検討、さらに公式な意見聴取ならびにIBCおよびCOMESTでの議論を深めて案文を2017年の総会への提出を行う予定との報告がなされた。IGBC委員国ならびにIBC委員から種々の検討事項が指摘され、人文社会科学の重要性、頭脳流出の問題、著作権・知的所有権に関する指摘もあったが、議論の進め方についての異論はなかった。

・議題3：「利益の共有に関する報告書」（生命倫理世界宣言第15条）案に関する報告と質疑

サンチェ・ヴェレラIBC委員より検討進行状況の報告がなされた。とくに情報のアクセス権、知的財産について言及があった。これに対して、IGBC委員国から、利益とはすべての知識知見を指すものではない、ジェネリック薬に関する事項、共有により得られる事項、とくに疾患治療との関係、共有の時期についても問題、教育との関係などについての指摘があった。日本は知的財産権は必ずしも知見の独占をめざすものではなく、むしろ知見普及の一方法であるから、運用方法次第であるとの指摘を行った。

・議題4：ヒトゲノムに関するIBCの対応についての報告と質疑

パートニックIBC委員よりヒトゲノム研究が進展し、全エクソン解析は1000ドル以下で実施可能になったこと、全ゲノム解析も約5000ドルで実施できるようになったことが報告され、偶発的所見の扱いの課題が大きくなっていること、商業的遺伝子検査（DTC検査）について一般に制限が行われず、品質管理の問題のあること、関連して医師・市民についての教育の重要性が高まっているとの指摘がなされた。一方、ヒトクローニングも原理的には可能になってきたこと、核移植の応用研究も進捗していることも指摘された。また、個人化医療について情報管理の問題、患者管理に如何に活用するか等の課題があると指摘された。これに対して、IGBC委員国ならびにIBC委員から個々の課題についてコンセンサスをもとにした何らかのガイドラインの必要であるとの指摘がなされた。一方でヒトゲノム宣言が総会の全会一致採択であったことを重視する意見もあったが、事務局から、IBCはコンセンサスをめざすが、多数決による決定あるいは2/3の賛意による宣言の改訂も可能であることが指摘された。以上より、検討を継続することとなった。

・議題5：集中化する技術の倫理的側面への取組みについての世界的影響に関する報告と質疑

欧州評議会生命倫理委員会委員長のフォーラス博士からN；ナノ、B：バイオ、I：情報（含ゲノム）、C：認知（脳）のそれぞれの領域が重要であり、倫理的に検討を行う必要があるとの報告がなされた。ナノについてはチップ技術によるバイオセンサー開発や薬剤投与デバイス開発の課題、バイオについては商業的遺伝子検査（DTC）や全ゲノム解析とそれに基づく治療、さらにビッグデータの取り扱いについての課題、情報についてはビッグデータと行動生物学の課題、認知については脳間コミュニケーションの課題、のそれぞれについて報告がなされた。各委員より時期を得た課題であるとの指摘、まだ未熟な技術であるとの指摘など、種々の意見が出され、何らかのガイドラインが必要との意見もあった。

・議題6：エボラ・ウイルス流行に関するIBC/IGBC声明に関する質疑

フランスより声明案文が提出され、合同会合の最後の議題として質疑を行い、いくつかの問題点が指摘されたが、緊急性に鑑み、議論の末、会議の最後に声明文を採択した。声明文は別紙のとおり（英仏原本：添付は英文）。

Statement of the International Bioethics Committee of UNESCO (IBC) and the Intergovernmental Bioethics Committee (IGBC) on the Ebola virus epidemic

1. Fully endorsing the actions carried out by the United Nations, and particularly, the leading role of the WHO,
2. Reaffirming the role of UNESCO in the field of bioethics and the mobilization against some scourges and neglected diseases,
3. Emphasizing the principles of social responsibility and solidarity; personal dignity, equality, justice, non-discrimination, and the other relevant principles included in the Universal Declaration on Bioethics and Human Rights,
4. The International Bioethics Committee (IBC) and the Intergovernmental Bioethics Committee (IGBC), gathered on the 9th and 10th of September 2014 in joint session, solemnly call upon the international community and States to:
 - i. Define and implement strategies to fight the epidemic that involve local populations and which take into account the particular context within the affected countries, including their ethical, social and cultural dimensions,
 - ii. Reinforce the capacities of the health systems of the States affected by this epidemic so that they may face the epidemic financially, materially and from an organizational and human point of view, as well as to prevent its spread and to control it now and in the future,
 - iii. Encourage, in accordance with the level of the seriousness of this public health crisis, the efforts carried out in the field of scientific research,
 - iv. Encourage the efforts of the scientific community, with a view to the development of adequate treatments and efforts for assessing the effectiveness of treatments in the framework of ethical management of epidemics,
 - v. Reinforce, to this end, the mechanisms of coordination among researchers.